平成26年第4回 利根町議会定例会会議録 第4号

平成26年12月19日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石	Щ	肖	子	君	7番	白	旗		修	君
2番	新	井	邦	弘	君	8番	高	橋	_	男	君
3番	花	嶋	美活	青雄	君	9番	今	井	利	和	君
4番	船	JII	京	子	君	10番	五.十	上嵐	辰	雄	君
5番	守	谷	貞	明	君	11番	若	泉	昌	寿	君
6番	坂	本	啓	次	君	12番	井	原	正	光	君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町					長	遠	Щ		務	君
教		킽	Ĩ		長	伊	藤	孝	生	君
総		務	課		長	髙	野	光	司	君
企	画	財	政	課	長	秋	Щ	幸	男	君
税		務	課		長	石	井	博	美	君
住		民	課		長	井	原	有	_	君
福		祉	課		長	石	塚		稔	君
保 健	福	祉セ	ンタ	一所	長	岩	戸	友	広	君
環	境	対	策	課	長	蓮	沼		均	君
保険年	E金記	果長兼国	国保診療	大	野	敏	明	君		
経		済	課		長	矢	П		功	君
都	市	建	設	課	長	鬼	澤	俊	_	君
会		計	課		長	菅	田	哲	夫	君
学	校	教	育	課	長	海き	芒原	貞	夫	君
生	涯	学	習	課	長	坂	田	重	雄	君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長 酒 井 賢 治

 書
 記
 宮本正裕

 書
 飯田江理子

1. 議事日程

議事日程第4号

平成26年12月19日(金曜日) 午後1時開議

日程第1 一般質問 日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問 日程第2 休会の件

午後1時00分開議

○議長(井原正光君) こんにちは。ただいまの出席議員は11名です。 9番今井利和議員 から、所用のため遅れるという届け出がありました。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長(井原正光君) 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

7番通告者、10番五十嵐辰雄議員。

〔10番五十嵐辰雄君登壇〕

○10番(五十嵐辰雄君) 7番通告、10番五十嵐辰雄でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

まず、1番として、人口減少社会に挑戦する地域活性化戦略についてです。

現在、人口減少をどのようにしたら食いとめられるか、政府でも日本の国の存亡にかか わる最重要課題として取り組んでいます。私はこの事案について、これまで何回も質問を いたしました。

日本創成会議がことし5月に発表した日本の将来についての報告が、全国に激震が走りました。このまま推移すると、25年後に消滅する全国の市区町村が半分に到達するという

内容です。日本の人口が21世紀早々に頂点の1億2,800万人に達し、以後、減少に転じる という予測は現実的なものとなってまいりました。決してこの減少を無視することはでき ません。

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2050年に1億人以下、2100年には5,000万人と予測されています。

先月の臨時国会で地方創生関連法が成立をいたしました。この法律の焦点の一つは、地方での雇用創出にあります。地域に仕事をつくるために必要な視点は何に置いているか。 この解決策として、あらゆる制度的な岩盤規制を打ち抜いていく国家戦略特区の創設等があると思います。

利根町の現状はどうであるか。町の盛衰にかかわる看過できない事態に陥り、人口流出、 過疎拡大、高齢等の進行により、地域課題に直面し、決して先送りできない課題がめじろ 押しにあります。次の点について質問いたします。

まず1番として、私は9月の定例議会の一般質問で、人口増加を図るため定住促進条例の制定を求めたところ、遠山町長の答弁では、この条例を制定する予定はないと、非常に冷血な答弁でございました。私は、これではがっかりしました。定住促進というのは、全国の各自治体でも最重要課題として取り組んでおります。しかし、町長は条例よりさまざまな方策で定住促進を図っていると、そういうこともつけ加えられております。

そこで、町長が日ごろやっております事務事業の中で、条例は関係なく、定住促進に対する日常の業務の中でやっていることを、ずっと事務事業を並べてもらいまして、この事業はどうしましたかとか、そういうのを事細かに答弁をお願いいたします。

○議長(井原正光君) 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。 遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

〇町長(遠山 務君) それでは、五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

1番通告船川議員のご質問と重複するところもございますけれども、人口減少社会に挑戦する地域活性化戦略の中の定住促進の施策の検討についてのご質問でございますが、本年9月議会定例会の一般質問におきまして、「定住促進条例を制定する予定はございませんが、少子高齢化が進んでいることから、人口減少対策として、定住促進の施策はとても重要な課題であると認識しておりますので、さまざまな定住促進の施策を検討していく必要がある」と、五十嵐議員おっしゃるとおり答弁しているとおりでございます。

現時点で検討している定住促進の施策につきましては、現在、空き家を活用した定住促進として、空き家バンクによる住宅情報の提供を行っておりますが、空き家バンクに加えて、来年度から空き地バンク事業の創設を検討しております。

また、空き家の活用による定住促進だけでなく、より一層の定住促進を図るため、住宅の新築、購入及び建てかえをする方への助成として、来年度から定住促進助成金制度の創

設を検討し、これにあわせて移住定住のサポートをすることを目的に、地元の金融機関である常陽銀行と連携した体制をつくり、住宅ローン割引制度及びリバースモーゲージ制度を導入することも検討しているところでございます。

現在実施している事業と、来年度以降に実施が決定した事業についてのPR手法につきましては、町の公式ホームページでの情報発信のほか、茨城県や近隣市町村で実施しているキャンペーン等への参加も検討し、より効果的なPR手法を検討しながら、情報を発信していきたいと考えております。

- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- **〇10番(五十嵐辰雄君)** 今の町長の答弁ですと、定住促進についてはいろいろな事業が展開されておりますようですが、これを一括して担当課をつくってやらないと、各課ばらばらではまずいと思うのです。

まちづくり推進課も改廃しまして、企画財政課のほうへ、その事業は変わったそうでございますが、条例という根本的なものをつくって、町のスタンスは空き家バンクとか住宅情報、それから、住宅購入のローンとか、あと抵当証券、リバースモーゲージ、いろいろあると思うのですが、一般の方、また外部の方も町の事務事業が一貫性のあるようなものをつくってやったほうがいいと思うのですが、そういうお考えについてお尋ねします。

- 〇議長(井原正光君) 遠山町長。
- 〇町長(遠山 務君) それでは、お答えをいたします。

定住促進条例の制定ということでございますが、それを制定しなければいけない、それを制定すればまた一方で促進が加速するという状況であれば、制定も検討したいと思いますが、今のいろいろな施策をやっている中で制定する必要がないということであれば、今後も制定するということは考えてございません。

- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- **○10番(五十嵐辰雄君)** 試行錯誤の上で、もし時代の要請として、利根町並びに各地 区のほうでそういう要望があった場合には、前向きなご答弁、よく理解いたしました。

2番でございますが、この4月に利根町の課等設置条例の改正によりまして発足しましたまちづくり推進係、この係のほうでいろいろ町の活性化について取り組んでいると思いますが、大学との連携を含めた町の活性化、これについては秋山企画財政課長から、9月議会で答弁がありましたけれども、現在、その後どういう連携作業をしておりますか、お尋ねいたします。

O議長(井原正光君) 補足答弁を求めます。

秋山企画財政課長。

○企画財政課長(秋山幸男君) それでは、お答え申し上げます。

日本ウェルネススポーツ大学との連携事業についてということだろうと思いますが、大 学のほうとは、町の活性化と大学教育の向上ということで、それを目的に協定を結びまし て、連携事業を行っているところでございます。

先月30日には、大学との連携事業の一環としまして、第1キャンパスにおきまして公開 講座を開催いたしております。また、保健福祉センターとの連携によります健康教室、今 年度は既に3回開催してございます。

また、大学の学生さんには、納涼花火大会を初め、さまざまなイベントにおきまして大 会を盛り上げていただいたり、大会運営のサポートをしていただいてございます。

そして、本年6月でございますが、大学側から、旧利根中学校第1グラウンドの活用について提案がございまして、この提案が大学側でグラウンド等の整備をして、町民の皆様方に無償開放を行うだけでなく、地域連携事業として健康増進を図る事業やスポーツ推進事業などを実施していくという内容でございます。

この提案につきましては、町の土地利活用推進協議会のほうに諮りまして、その審議を 経まして、本年8月12日に公有財産使用貸借契約を締結したところでございます。

このグラウンドの開放事業でございますが、平成27年4月から開催するということでございまして、船川議員のご質問にもお答え申し上げましたが、大学側からの提案で委員会を設けて、その準備をしていきたいということで伺っております。

- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- **〇10番(五十嵐辰雄君)** それでは、(3)番のほうにまいります。土地利用について、 市街化調整区域は厳しい土地利用規制がかかっております。この区域というのは、市街化 を抑制し禁止をする区域ではありません。自然を残していく区域であると思います。この 解釈については、都市計画法の私の解釈は妥当でしょうか、その点の町当局の考え方をお 尋ねします。
- 〇議長(井原正光君) 秋山企画財政課長。
- 〇企画財政課長(秋山幸男君) お答え申し上げます。

土地利用についてということでございますけれども、市街化調整区域につきましては、 市街化を都市計画法の規定で市街化を抑制する地域ということになってございまして、厳 しい土地利用の制限がかかっているということでございます。

その一例を申し上げますと、旧東文間小学校につきましては、平成20年3月に閉校いたしまして、今まで利活用についてさまざまな取り組みを行ってきたところでございますが、都市計画法の土地利用の制限がございまして、福祉施設あるいは学校などの特定な目的以外は使えないということでございます。そのようなことで今に至っても利活用が進んでいないということで、本日12月19日、公募しておりました締切日でございまして、本日までに何か提案があればいいなと思っているところでございます。

- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- **〇10番(五十嵐辰雄君)** それについてはもう一度この次に質問をいたしますけれども、 さきに質問いたしました産業の立地を基本とした地方創生ですね。これは各地方自治体で

いろいろな取り組みをして、それを国が支援する大胆な方策でございます。隣の市町村に は負けたくないという、そういうライバル意識があってしかるべきです。

3番の質問でございますが、1番の定住促進と2番の大学との連携ですが、これを総合 しまして町の活性化の成長戦略、総合的な成長戦略、そういったものについての町長のお 考えをもう一度お聞きします。

利根町長の行政手腕が問われる今が一番大事な時期でございます。国の成長戦略を呼び込むにも、用途地域の制限がありますので、町を挙げて県や国のほうへ町の声を伝えて、地方創生には用途地域の緩和、今、秋山企画財政課長がおっしゃるように、厳しい土地規制、特に調整区域は禁止に近いような土地規制がありますので、これを打破しないと地方創生は全くできないのでございますけれども、その点も含めて、町長のこれからの成長戦略、土地規制の緩和を含めて、何かいい案があればお答えください。

〇議長(井原正光君) 遠山町長。

〇町長(遠山 務君) 定住促進の取り組みにつきましては、平成23年から実施している 空き家バンク制度を、引き続き推進をしていくということでございます。

事業開始以来、4年目になりますが、これまでのPR等の成果により、12月5日現在、問い合わせ件数は、昨年度は56件でございましたが、今年度は53件、成約件数は、昨年度は6件に対しまして、今年度は12件となっております。

助成金につきましては、リフォーム助成金及び子育で奨励金は、昨年度はゼロでございましたが、今年度はリフォーム助成金が3件、子育で奨励金が3件となっております。

日本ウェルネススポーツ大学との連携事業につきましては、町の活性化と大学教育の向上を図る目的で、また定住化促進にも寄与するようなところもございますので、これからもさまざまな連携事業を展開してまいりたいと考えております。

それと、市街化調整区域、議員もご指摘のとおり、都市計画による市街化調整区域は、 市街化を抑制すべき区域であるということは、今、企画財政課長のほうから答弁したとお りでございます。

本町の町全体面積の概ね9割が市街化調整区域としているなど、雇用を創出するような 企業を立地できる場所がほとんどないという状況でございます。

雇用の場を創出することよりも、利根町は都心まで40キロ圏内という立地と住環境のよいところですので、都内へ現在通勤している方が、利根町に住んでもらえるような方策が必要であると考えております。

国においては、まち・ひと・しごと創生法及び改正地域再生法の地方関連2法が11月21日可決成立したところでございます。

既に国では長期ビジョン骨子と、まち・ひと・しごと創生総合戦略骨子が示されていまして、市町村に対して、地方版人口ビジョン及び地方版総合戦略を、平成27年度中に策定することを求めております。

この総合戦略等の策定については、具体的な情報等が現在まだ不明でございますので、 情報の収集に努めるとともに、今後示される国の長期ビジョンや国総合戦略などを勘案し ながら策定の準備をしていきたいと考えております。

また、それに沿って施策を進めていきたいとも考えております。

- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- **○10番(五十嵐辰雄君)** 町長の答弁ですと、利根町は、町の中で新規の雇用を創出するような事業は全く用途地域の制限があるのでできないと、むしろ、住宅地として住環境の整備のほうに力点を置くと、そういう答弁でございまして、町のスローガンは雇用創出というのは全く考えていないですね。グラウンドがないんですね。やはりそういう場所がないと企業立地もできないと。

昭和45年の都市計画法を施行する前にできた工場とか何か、そういった建物は利用できますけれども、今は既存宅地制度もないから、一般的には空き地には工場とか住宅はできないですね。多少の例外規定はありますけれども、そうすると、町長、利根町は雇用創出する場所とか方針というのは全くないと。ですから、国の地方創生会議のそういった議論を尽くしても、利根町では雇用を創出する事業とか、企業を呼び込むだけの場所がないということで、そういうことを理解しても過言ではないと思うのです。

地方創生関連法の雇用創出というのは、地域に新しく仕事場をつくると、そういうわけでございまして、町の総面積の9割以上が調整区域と。ここには農村関係の第6次産業の立地、産業では第6次産業、そういう産業しかできないと。これも小規模ではできますけれども、市場性のあるようなものはできないと思うのです。零細企業がやるくらいで、大規模な6次産業は、全国的、世界的に物を売るということは、なかなかこれ資本がないから厳しいと思うのです。そうすると、国家戦略特区なども今はありますけれども、町のほうでも県のほうへお願いして、特区や何かも、どんどんと申し入れをしたらいいと思うのです。

そこで、町長、今度の地方創生関係でも、町では現在、企業立地、雇用創出ということは全く考えていないと思うのですけれども、その点、もう一度お伺いします。

- 〇議長(井原正光君) 遠山町長。
- **〇町長(遠山 務君)** それでは、お答えをいたします。

議員ご承知のとおり、ニュータウンの南側の兼松が取得しております22へクタール、これ兼松のほうでは、最初住宅開発として平成13年に許可をもらったんでありますが、今は住宅開発しても売れるような状況ではないということで、前にも全協で説明したと思うのですけれども、九州のある農業法人と交渉をしておりまして、これが町で間に入りまして、何とかその農業法人と兼松が覚書を取り交わしておりますので、それを進めていきたいと考えております。

それで、今の予定ですと、それができますと雇用創出が、正社員、臨時職員合わせて

100人くらいの雇用創出が生れるということで、今、兼松とその農業法人との間に立って、町のほうでは、何としても6次産業化の農業法人に進出していただきたいということで、この間、九州の農業法人のほうへも視察に行ってまいりましたが、農業法人としてはすばらしい農業法人かなと思っておりますので、ぜひその農業法人に進出してもらうために、今、頑張っているところでございます。

- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- **〇10番(五十嵐辰雄君)** 確かに兼松の土地は20ヘクタール以上と思いますけれども、新規雇用100人と言いましても、企業が立地すれば、その関連企業が相当出てきますので、波及効果は2倍、3倍と。よく景気対策に公共事業をやりますと、大体波及効果は3倍ぐらいの効果があります。1兆円の投資をすれば、3兆円ぐらいの効果はあると思います。ですから、100人の企業を立地すれば、3倍から4倍くらいの関連企業の効果があると思うのです。それを早く、町の力で法人が立地されることを願っております。

次にまいります。2番でございますが、学校施設環境改善交付金交付要綱に基づく小学校・中学校の大規模改造と空調設置工事の実施計画並びに施設整備計画の公表でございますが、教育長の3月議会での議会の答弁によると、施設整備計画については、平成26年6月までに作成し、文部科学省に提出後、公表の予定という答弁でございますが、その公表した内容についてお答えください。

- 〇議長(井原正光君) 伊藤教育長。
- 〇教育長(伊藤孝生君) それでは、五十嵐議員のご質問にお答えします。

確かに平成26年第1回の定例議会一般質問の中で、施設整備計画について文部科学省に 提出後、その後、公表予定と答弁いたしました。そのとおりでございます。ただ、その公 表の時期ですけれども、その辺が詳しくお話できませんでしたので、再度お話したいと思 います。

施設整備計画につきましては、平成26年6月に第1回目を文部科学省に提出しております。その後、より詳しいものを11月と翌年の2月に、フォローアップ調書というものを提出することになります。

これらが文部科学省で査定されまして、平成27年4月下旬から5月上旬ころに採択された事業についての内示がございます。ぜひこの内示を早くしていただきたいのですが、予定ではこのようになっております。

この内示を受けまして、採択されました事業について、再度、正しい整備計画書を文部 科学省へ提出することになっておりまして、その後、この整備計画書を公表ということに なっております。

- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- **〇10番(五十嵐辰雄君)** そうしますと、この空調と大規模改造事業ですが、26年度の 予算では設計業務委託の予算を計上しました。町長の答弁ですと、26年度が設計で、27年

度が工事をやって、28年度から使えると。そうしますと大分予算の計上とか何か、時期的 にずれがあると思うのですが、当初の計画より相当先になりましょうか、その点お伺いし ます。

- 〇議長(井原正光君) 伊藤教育長。
- **〇教育長(伊藤孝生君)** そういうことではありませんで、現在、11月のフォローアップというのがございます。それは設計委託している内容を概算として出しますので、計画には変わりはありません。
- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- **〇10番(五十嵐辰雄君)** そうしますと、27年度、次年度予算には工事の予算は計上の 予定ですか。
- 〇議長(井原正光君) 伊藤教育長。
- ○教育長(伊藤孝生君) そのように計画しております。
- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- **〇10番(五十嵐辰雄君)** 空調機と大規模改造、非常に保護者の方も関心を持っております。昨年は歴史的な、毎日毎日40度を超えるような暑い夏で、ですから早くできることを期待しています。

その公表でございますが、これは国のほうの関係で遅いと思うのですけれども、ここで 学校教育課長、公表という言葉、これはどういう方法で公表するのでしょうか。これは事 務的な事業ですから、ぜひ課長のほうにお伺いします。

- 〇議長(井原正光君) 伊藤教育長。
- **〇教育長(伊藤孝生君)** 公表につきましては、公示あるいは町のホームページ等で公表 していきたいと思っております。
- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- **○10番(五十嵐辰雄君)** 公示する場所は、どこにあるのでしょうか。
- 〇議長(井原正光君) 海老原学校教育課長。
- ○学校教育課長(海老原貞夫君) それでは、お答えします。 町の掲示板が玄関のところにあるんですが、そちらで公表いたします。
- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- **〇10番(五十嵐辰雄君)** いろいろな事務事業も、この補助事業ですから、県や国のほうへいろいろお願いする点があると思うのですが、極力予定どおり、一日も早く学校の環境改善にご尽力願いたいと思っております。

それでは、次にまいります。この事業全体の計画と資金計画。

27年度に事業を実施する場合には、当然予算を計上すると思うのですが、この事業は単年度で全部完了しますか、それともこれは継続費か何かでやりますか、その点ですが、既に27年度予算もそろそろ大詰めでございますので、事業全体の計画と資金計画について、

これは事務事業ですから教育長からお願いします。

- 〇議長(井原正光君) 伊藤教育長。
- **〇教育長(伊藤孝生君)** それでは、五十嵐議員のご質問にお答えします。

事業全体の計画と資金計画についてのご質問ですが、まず、事業全体としましては、1 つ目に文小学校が、屋内運動場天井落下防止工事、それから、空調設備工事等でございま す。

続いて布川小学校が、大規模改修工事、それから、屋内運動場天井落下防止工事等でございます。

3番目文間小学校が、空調設備等でございます。

4つ目利根中学校が、大規模改修工事、屋内運動場天井落下防止工事でございます。

次に、資金の計画でございますが、現段階では決定しておりませんので、詳細について は申し上げられませんが、各事業の全てが国庫補助対象工事になっております。

大規模改修工事につきましては、国の一般会計で補助対象額が7,000万円から2億円の 範囲で、それから、空調設備工事については400万円から2億円の範囲で、3分の1が国 庫補助、残りが地方債と一般財源になっております。

なお、屋内運動場天井落下防止工事につきましては、補助対象工事の3分の1が国庫補助、残りが地方債と一般財源になっているということでございます。

- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- **〇10番(五十嵐辰雄君)** そうすると、地方債は交付税の対象になりますか。
- 〇議長(井原正光君) 海老原学校教育課長。
- ○学校教育課長(海老原貞夫君) お答えします。

屋内運動場天井落下防止工事のほうは、80%交付税に算入される予定です。

- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- **〇10番(五十嵐辰雄君)** 次は3番でございますが、これは先ほどの定住促進と関係しますけれども、農村への移住政策と田園回帰についてお尋ねします。

町長が繰り返し答弁されましたけれども、利根町には雇用を創出するような企業の立地する場所がないと、雇用の場をつくるよりは、都心まで40キロ圏という非常に都心に近いと、それで自然が豊かで住環境を生かした住宅地、そして市街化区域にはまだ未利用地が相当あると、それを優先的に開発、宅地化をすることを検討すると、こういうことが町長の議会答弁でございます。

そこで、利根町に市街化区域における未利用地がどのくらいの面積がありましょうか、 お尋ねします。

- 〇議長(井原正光君) 鬼澤都市建設課長。
- 〇都市建設課長(鬼澤俊一君) それでは、お答え申し上げます。

平成26年9月現在で、利根町の行政面積は24.9平方キロメートルでございます。うち市

街化面積が2.14平方キロメートルでございます。さらにそのうち、更地の面積が0.37平方 キロメートルとなってございます。

- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- **〇10番(五十嵐辰雄君)** 都市建設課長、市街化区域の更地でございますが、利根町の 市街化区域は用途区分をしております。利根町には用途区分が全部で幾つありましょうか。
- 〇議長(井原正光君) 鬼澤都市建設課長。
- ○都市建設課長(鬼澤俊一君) それでは、お答えをいたします。

用途区域の種類につきましては、今資料を持っておりませんので、用途地域については 実際五十嵐議員ご指摘のとおり、今回の将来あるべき土地利用の姿を現実の手段として、 それぞれの地域に合った建築物の用途、形態等を制限し、地域の性格を明確にし、地域の 環境保全を育成するために定められておるものでございまして、現在、地図が手元にござ いませんので、それについては後でお持ちしたいと思います。よろしいでしょうか。

- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- **○10番(五十嵐辰雄君)** 課長、用途区域の数は資料にあると思うのですが、土地の高度利用を図るのには、用途地域をよく目視しながら土地の高度利用を考えないと、ただ更地があるから、これは未利用地と、そういう簡単な方法でやるのはだめです。ちゃんと用途地域ごとの利用形態を、担当課では確認して高度利用を図ったほうがいいと思うのですが、なかなか用途地域ごとの調査も物理的に難しいと思うのです。そこまで調査するお考えがあればお答えください。
- 〇議長(井原正光君) 鬼澤都市建設課長。
- ○都市建設課長(鬼澤俊一君) 今のご質問でございますけれども、用途地域につきましては、利根町第一種住居専用、第二種、それから、住居地域いろいろございますけれども、これについての見直しにつきましては、今現在、県のほうからも第7回の市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直しということで来ております。県においても見直しを図るということでございまして、この辺に基づいて、町としてもそのときに考慮していきたいと考えております。
- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- **〇10番(五十嵐辰雄君)** 確かに乱開発を防ぐために非常に厳しい用途制限があります。 この辺まで用途地域を分ける必要があるかどうかわからないんですが、秋山企画財政課長 から以前答弁がありましたけれども、コールセンターの立地の話があったと聞いておりま すが、コールセンターをつくる場合には、どういう用途の区域ならできるのでしょうか。 これは通告の中に入っていると思うのですが。

もう一つ加えますと、利根町に移り住んで農業を始めたいという希望者があると聞いて おりますが、その状況ですが、こういう場合には担当課は決めておいたほうがいいと思う のです。確かに未利用地がありますけれども、今の人口減少社会とかの中で空き家の時代、 こればかりやっていたのでは時代錯誤になってしまいます。やはり用途地域の変更をやらないと、利根町は新規企業とか雇用創出はほど遠いですね。その点も含めて関係する課長にお尋ねします。

- 〇議長(井原正光君) 秋山企画財政課長。
- ○企画財政課長(秋山幸男君) それでは、お答え申し上げます。

以前にコールセンターのお話を申し上げましたのは、先ほどちょっと触れましたが、旧東文間小学校の利活用につきまして、公募いたしまして、公募の申し込みを何回かやっていますので、その中でコールセンターをつくりたいという電話の問い合わせがありまして、コールセンターについては、旧東文間小学校は市街化調整区域の中にございますので、市街化調整区域の中でコールセンターはつくれないということが、県に問い合わせをしましてわかりましたので、コールセンターについては立地できないということで、問い合わせに対してお答えいたしました。

そのようなことでございますので、市街化調整区域の中にはコールセンターもできませんし、事務所もできませんし、そういう類いのものはできないということで、先ほど申し上げましたとおり、福祉施設、それから、もともと学校でございましたので学校、そういうものであれば立地できるということでございます。

- 〇議長(井原正光君) 続いて、矢口経済課長。
- ○経済課長(矢口 功君) 新規就農のお話でよろしいでしょうか。

新規就農の担当につきましては、私どもの経済課のほうで担当してございます。

本年、利根町農業経営基盤強化基本構想なるものを見直しまして、これは新規就農にかかわる支援の内容が国を挙げて整備されてきておりまして、これを国あるいは県とともに一緒になってやるわけですけれども、新規就農したいという申し出があった場合には、県の農業会議なり、あるいはつくば普及センターとの連携を組みながら、現在進めているところでございます。

- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- ○10番(五十嵐辰雄君) 先ほど鬼澤都市建設課長の答弁ですと、国のほうでも、県のほうでも用途地域の見直しの考えがあると、なるべく早くやってもらいたいと思うのです。話はちょっと古くなりますけれども、この用途地域の利根町の用途区分を決めたのは、市街化と調整という大きな区分があります。その中の用途制限は別にしましても、昭和45年11月25日に市街化区域と市街化調整区域を線引きしたと。現在までその区域は変更がないと。昭和45年から平成まで、そのままずっと延長線にあるわけです。この実態を、利根町は首都圏40キロ圏で相当時代の変化が多いけれども、ただ時代に対して、さからって何とかしようという静観の体制では、町は発展しません。

新しい人が問題を提起して起爆剤をつくらないと、なかなか県のほうも動きません。利 根町は町民が、水戸のほうでなく東京を向いていますので、その点、目測を誤らないほう がいいと思うのです。昭和45年から平成26年まで用途地域は余り変わっていませんね。その間、民間の開発業者が開発した区域は別問題で、ほとんど変わっていないですね。

そして調整区域にもこの間、上水道、下水道、道路、そういった社会資本の投資が相当しております。市街化区域に住んでいても、調整区域に住んでいても、住環境は変わらないと思うのです。下水道があるかないか、その辺が若干の住環境は変わりますけれども、皆さんの暮らしぶりについては、市街化区域だからいいとか、どこにいるからいいとかでなくて、利根町住民の各地区の生活様式とか形態は本当に平準化して変わっていません。昭和の時代に線引きしたことは、現在の平成26年、27年になりますと過去の、遠い昔です。平成生れの人も27歳になるんですね。ですから、いつまでも昭和45年のころを思い出してやらないでも、新しい視点からやらないと、利根町は時代から取り残されてしまいます。

ですから、鬼澤都市建設課長、もう一つ力を入れて、用途地域の見直しについてのお考えを県のほうへ力強く、利根町の現状をよくお伝えください。その伝える姿勢について、 鬼澤都市建設課長の心意気を伺います。

- 〇議長(井原正光君) 鬼澤都市建設課長。
- ○都市建設課長(鬼澤俊一君) それでは、お答えを申し上げます。

今、議員ご指摘のとおり、都市計画の線引きにつきましては、大変重要なものだと認識 しております。

今後、人口減少に伴いまして、線引きの見直しもかなり難しくなってきております。というのは、市街化を広げるだけではなくて、逆線引きというようなことも考えられているところでございまして、その辺も含めまして、利根町の今後の将来を見据えた上での市街化区域の設定、または調整区域の今後の活用の仕方等を考えていきたいと思っております。 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。

〇10番(五十嵐辰雄君) 雇用を創出する場所が、確かに企業立地の場所がないと言いますけれども、9割を占める調整区域の中、せめて工業性はなくても水を使わない企業があると思うのです。私としては工専は別にして、準工ぐらいの地域を新規に定める必要があると思うのです。

45年の線引きのときには、ここが市街化調整区域というのは、その当時はそう深い意味がないと思うのです。ですから45年の状況をずっと静観しないで、市街化調整区域を逆線引きして準工業地域くらいにすれば、コールセンターとか、もっと地方創生に対する新規企業、IT企業とか何かも立地できると思うのです。そういうアイデアをどんどん出してもらって、逆線引きという方向で、人口減社会については、住宅地域は必要ないと思うのです。

課長、ここではどうしても逆線引きで調整区域の活用、利根町は基幹産業は農業ですけれども、工業立地、軽工業、準工業地域くらいをせめて設置することを願っております。 次にまいります。4番ですが、台風18号の風雨による災害対策でございます。 台風18号による集中豪雨により、各地に甚大な被害をもたらしました。水戸地方気象台によると、24時間の雨量が、石岡市では269ミリ、笠間市では259ミリを記録しました。茨城県の集計によると、取手市など9市町が5万4,500世帯に避難勧告を出しました。ここで次のことを伺います。

まず一つ目でございますが、利根町の総務課には茨城県で作成をした2冊の資料があると思います。一つは土砂災害警戒区域等指定図書、もう一つは、土砂災害警戒区域調書、この2点の資料の作成過程、並びに土砂災害危険箇所を町民にどのようにお知らせをしておりますか、まずお尋ねします。

〇議長(井原正光君) 遠山町長。

でした。

〇町長(遠山 務君) それでは、お答えをいたします。

台風18号の豪雨について、発生時における町の対応等について、まず最初にお話させて いただきたいと思います。

台風18号は、9月29日にトラック諸島近海で発生、10月2日にはフィリピンの東で大型で非常に強い台風となり、その後、台風は九州に向け北上。5日には屋久島沖で進路を北東に変え、6日8時に静岡県浜松市付近に上陸、昼前に茨城県南部を通過し、昼過ぎには茨城県の東の海上に達したものでございます。

茨城県内では、5日朝から関東地方の南岸にあった前線の影響により台風が接近、通過 した6日午前には、県南・県西を中心に各地で激しい雨を降らせ、龍ケ崎地域気象観測所 では、5日78ミリ、6日95.5ミリ、1時間の最大降水量は35ミリを観測しております。

この台風に対する町の対応でございますが、台風の接近予想が6日月曜日であることから、3日金曜日の時点で、5日の日曜日に総務課長初め主要課長に対し対応を協議するよう指示しております。その5日でございますが、台風により風雨が強まるのは6日朝からとの水戸気象台、茨城県、そのほか各種メディアからの情報を総合的に判断した結果、6日になってからの避難は住民にとって危険を伴うと判断し、5日の日中に避難するのが最善の策であると考え、5日正午に災害警戒本部を立ち上げ対応を指示いたしました。

災害警戒本部立ち上げの後は、関係職員の招集を指示するとともに、参集後は、避難所 開設、住民への避難情報の提供、備蓄品の輸送、土のう等の準備を指示しております。

具体的な対応といたしましては、午後2時30分ごろに避難準備情報を、土砂災害警戒区域と浸水予想地区へ発令、午後3時には利根町公民館と保健福祉センターの2カ所を避難所として開設しております。

これらについて、住民の方への情報提供は、防災無線、町の登録制メール、エリアメール(NTTドコモ、KDDIau、ソフトバンク)、Lアラートにより提供しております。この台風により避難所に避難された方は5名、被害が崖崩れ1件、道路の冠水による通行どめが数カ所、土のうの配布が1件でございましたが、幸いにもけが人はございません

町といたしましては、今後も災害時や災害が予想されるような場合には、迅速かつ適切な対応を図るとともに、住民の方々と情報を共有し、被害を最小限に抑えられるよう努力していく所存でございます。

土砂災害警戒区域等指定図書と土砂災害警戒区域調書の資料作成過程と土砂災害危険箇所の住民周知方法についてお答えいたします。

まず、この2点の資料の作成過程ですが、これらの図書は、土砂災害防止法に基づきまして、茨城県が作成したものでございます。

土砂災害警戒区域調書は、土砂災害防止法第4条の規定に基づきまして、茨城県が平成22年度において、急傾斜地の崩壊のおそれがある土地について、基礎調査を実施し、これを取りまとめたものでございます。

この基礎調査は、同法第5条の規定により、可能な限り現地に立ち入って行われております。さらに、県では、この基礎調査をもとに同法第6条の規定に基づき、土砂災害警戒 区域及び土砂災害特別警戒区域を指定しております。この指定のために作成された図書が 土砂災害警戒区域等指定図書でございます。

次に、この土砂災害危険箇所の住民周知方法についてでございますが、県が作成した指定図書に基づきまして、平成23年度に町が土砂災害ハザードマップを作成し、対象地区住民に配布しております。また、本年8月には、対象地区住民の方々に対し、図面を添付し回覧により再周知させていただいております。

- 〇議長(井原正光君) 五十嵐議員。
- **〇10番(五十嵐辰雄君)** 時間もないんですけれども、ここで台風18号に関する新聞の 記事を紹介します。

これは10月7日の読売新聞の記事でございます。見出しは、「利根で土砂崩れ」でございます。利根町奥山では、10月6日午前9時ごろ、女性の住んでいる方が裏手にある崖が高さ2メートル、幅2メートルにわたって崩れたと。女性はもっと崖の上から崩れていたらと思うとぞっとしますと。女性によると、テレビで台風に関するニュースを見ていたところが、ゴトゴトという音が聞こえた。びっくりしました。あわてて外に飛び出すと、土砂が自宅の2メートルほどまで押し寄せていたと、この女性は、今後、町とも相談して対策を講じると考えたと、以上が新聞の記事でございます。

そこで、この女性の方は役場に相談に来ましたか。役場の対応をお尋ねします。

この崖崩れの場所は、土砂災害ハザードマップで急傾斜地及び土砂災害危険箇所になっていますか、この2点をお尋ねします。

- 〇議長(井原正光君) 遠山町長。
- **〇町長(遠山 務君)** それでは、お答えをいたします。

まず、一番最後の、これは指定にはなっておりません。

それと、女性が相談に来たかというのは、私は報告は受けていないのでありますが、町

の事業で本人に行き会って「どうですか。」と聞きましたところ、「特に問題ないので町 のほうの対応は結構でございます。」ということでお話を伺ったところでもございます。 あと相談に来たかどうかはわかりませんので。

- 〇議長(井原正光君) 鬼澤都市建設課長。
- ○都市建設課長(鬼澤俊一君) それでは、お答え申し上げます。

今回の崖崩れにつきましては、相談には直接来ておりません。

それはなぜかと言いますと、まず、うちのほうから崖地のほうを見に行きまして、どういうことができるかということで相談をさせていただいております。

今回の場合は、町のほうからブルーシートを張っていただきたいということで、ブルーシートをお持ちして、それで対応していただきたいということでお願いしました。また、 県のほうからも見に来ていただきまして、県のほうでも今回は小規模でありますので、個 人の方でお願いするしかないですという話をしてまいりました。

災害の発生によります復旧対策につきましては、急傾斜地の崩落による災害の防止に関する法律によりまして、県が災害復旧工事を行う場合と、崩落箇所の上段及び下段に道路がある場合、これにつきましては道路管理者が施工するという規定がございます。しかしながら、個人の所有地、上段も個人の所有地、また下も個人の所有地となっている場合については、規模にもよりますが、個人の方にお願いするということになっておりますので、よろしくお願いします。

- ○議長(井原正光君) 先ほどの用途区分が幾つあるかについて、続いて鬼澤都市建設課長。
- 〇都市建設課長(鬼澤俊一君) 先ほど手元に資料がございませんでしたので、先ほどの 五十嵐議員のご質問で、利根町の用途区域、幾つあるのかということでございますが、ま ず第一種低層住居専用地域、それから、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用 地域、それから、第一種住居地域、続きまして、第二種住居地域、最後になりますが、近 隣商業地域と、以上設定してございます。
- ○議長(井原正光君) 五十嵐議員の質問が終わりました。 暫時休憩いたします。

午後2時04分休憩

午後2時20分開議

- **〇議長(井原正光君)** 会議を再開します。
 - 9番今井議員が入場いたしました。
 - 8番通告者、11番若泉昌寿議員。

[11番若泉昌寿君登壇]

○11番(若泉昌寿君) 皆さんこんにちは。8番通告、9番若泉でございます。

今回は大きく分けて二つ質問させていただきます。

まず1点目、町の防犯灯について質問させていただきます。

町内の道路には、街路灯、防犯灯がほとんど設置されております。町道2349号線並びに 2752号線、羽中集落の裏側の道路になりますけれども、通学路に指定されていると思いますが、まだ防犯灯が設置されておりませんが、町の考えを伺います。

2点目は自席で伺います。

○議長(井原正光君) 若泉昌寿議員の質問に対する答弁を求めます。 遠山町長。

[町長遠山 務君登壇]

〇町長(遠山 務君) それでは、若泉議員のご質問にお答えをいたします。

町の防犯灯についてですが、防犯灯は概ね地区と地区とを結ぶ民家の少ない通学路や、 防犯上必要な箇所に設置しております。

設置に当たりましては、各区からの区長要望書によることを原則としておりますが、必要に応じ、町教育委員会など関係機関等との協議により設置する場合もあります。

いずれの場合も、現地を確認し、防犯灯の設置が必要と認めた場合に設置しているところでございます。

議員ご指摘の場所につきましては、区長からの要望や関係機関等からの協議があれば、 その都度、設置の可否につきまして検討したいと考えております。

町道2752・2349号線の防犯灯につきましては、教育長のほうより答弁させます。

- 〇議長(井原正光君) 伊藤教育長。
- ○教育長(伊藤孝生君) それでは、若泉議員のご質問にお答えします。

町の防犯灯についてですが、町道2752・2349号線につきましては、特に通学等で支障を 来すような要望があった場合は、総務課と協議してまいりたいと考えております。

- 〇議長(井原正光君) 若泉議員。
- 〇11番(若泉昌寿君) まず、教育長に。

私が今回質問しているところは、通学路には指定されているのか、いないのか、それを はっきりお願いします。

- 〇議長(井原正光君) 伊藤教育長。
- ○教育長(伊藤孝生君) それでは、お答えします。

まず、2349号線ですが、これについては現在は指定はされておりません。ただ、ここは、 ふだん、あそこを通って羽中に帰るのに本当にいい道かなということで、一般の普通の生 活などではよく使われることもあるのかなということは考えております。ただ、今のとこ ろ集団下校等で使うときには、2349号線につきましては、指定はされてございません。

一方、町道2752号線のほうですが、実はこれは微妙なんですが、指定されているのか、 指定されていないのか聞かれますと難しいんですが、この指定につきましては、利根中生 が太陽光発電所の脇の道路を真っすぐ二十数名渡ってくるんですが、ちょうど取手東線までは防犯灯も設置されておりますが、そこまでは一応指定されておりまして、その取手東線を過ぎて2752号線があるわけですけれども、その場所につきましては、取手東線を過ぎたところから、各自、地図で赤い線で自分の自宅に向かうようにということで、安全な場所を選ばせて、親と共通理解に立ってそこを歩かせております。

それは、日本スポーツ振興センターの保険の関係もありますので、それを指定しておいて、もし事故に遭ったときには、それは保険の対象外だということで指定してございます。 そういう面から考えると、指定されていないとは言えないんですけれども、町のほうで認めているんですから、そこは指定ということで考えております。

以上でよろしいでしょうか。

- 〇議長(井原正光君) 若泉議員。
- **〇11番(若泉昌寿君)** 教育長、それはちょっとおかしいですよ。現に子供たちが通っているんですよ。それ、通っているのか、通っていないのか。その道路を通学するのに利用しているのか、していないのか、確認しているのかどうか、回答をお願いします。
- 〇議長(井原正光君) 伊藤教育長。
- ○教育長(伊藤孝生君) 子供たち1,050人おりますけれども、全員の一人一人の子供が、全体は、申しわけないですけれども、私自身は把握しておりません。ただ、地図の上から各学校のほうでは末端についてきちんと把握しておりまして、その場所についても学校のほうに問い合わせをしますと、2名ほど通っているということを受けております。3年生と2年生の応順寺の近くの子供だと思うのですが、そのように私は把握しております。
- 〇議長(井原正光君) 若泉議員。
- **○11番(若泉昌寿君)** 人数は2名だろうと、10名だろうと、1名だろうと、それは関係ないですよ。

それから、私もよくわかりませんけれども、土手福木という集落、あそこにいないから こっちを通らないでしょうけれども、今現在いなくても、恐らくいれば、あの道路を利用 すると思いますよ。

私が言いたいのは、通学路というのは、学校、教育委員会のほうで指定しているんでしょう。要するにここの集落の子供はこの通学路と指定されているから、ここの道路を通って学校まで来なさいよ、帰り、下校するときにもそれを通りなさいよと、そう決めているんじゃないんですか、回答をお願いします。

- 〇議長(井原正光君) 伊藤教育長。
- **○教育長(伊藤孝生君)** ですから、一人一人1,050人児童生徒いますから、その子供たち全部の細部にわたる、それは指定しきれませんので、主要なところだけを町としては指定しておりまして、あとは脇道というか、それぞれの自宅に帰る道ということで、そのように行っております。

- 〇議長(井原正光君) 若泉議員。
- **〇11番(若泉昌寿君)** それは、ちょっとおかしいんじゃないですか。

例えば羽中の、教育長は応順寺と言いましたね。そこの近くの子供が通っていると。ですから、応順寺の近くの子供がその道路を通って真っすぐ来ると、私が尋ねている町道2752号線を通って、それから取手東線を横断して太陽光発電、それで利根中学校に行っているんですよ。違います、そうだと思います。まあいいですよ。

それで、取手東線のところから利根中学校のところまでは、利根中が開校して道路ができ上がったときに、既に教育委員会のほうだと思いますけれども、通学路と指定したわけでしょう。それで防犯灯もついたんでしょう。そうでしょう。通学路に指定したから、そういう意味でついたわけですよ。

じゃあこちらは、完全なる通学路としては指定していないと。しかしながら、子供が現 に通っているんだから、なぜ通学路として指定できないんですか。それはちょっとおかし いんじゃないですか。

では、その子供が、先ほど、途中で事故でもあったとき、日本スポーツ振興センターの 保険おりませんと言いましたよね。それを、万が一事故があったときには、教育委員会、 それから、学校教育課、どのような責任を持てるんですか。

- 〇議長(井原正光君) 伊藤教育長。
- **〇教育長(伊藤孝生君)** ですから、私はその通学路ではないということ、一言も言っていないと思うのですが、それは間接的に通学路として認めて、しかもそこの中での事故は学校管理下内と考えていると、このようにおっしゃったんですが、いかがでしょうか。
- 〇議長(井原正光君) 若泉議員。
- **〇11番(若泉昌寿君)** 教育長、要するに通学路としては認めていないとは言っていませんと言いましたよね。ということは、通学路と認めているような言い方じゃないですか。 それなら、子供たちが通う道路なんですから、なぜ防犯灯がつけられないんですか。

そのほかに聞きます。利根町で、通学路になっていて今私が尋ねているような道路、防 犯灯も何もついていない、そういう箇所はあるのかお尋ねします。

- 〇議長(井原正光君) 伊藤教育長。
- ○教育長(伊藤孝生君) その全てを私も現段階ではお話できませんけれども、ただ、利根中学校の保護者のほうで実は環境委員会という委員会がございます。 P T A の方々と私とお会いする機会が多いんですけれども、今度11月26日に防犯灯設置の地図を最新版の入れかえをするということで、総務課のほうに今現在ある防犯灯の地図を持って行きました。現在、各地区ごとに防犯灯の点検をスタートしておるところでございます。

年内中に、それはPTAのほうでも終わらせるということでございますので、そのようなことも参考にして、もしそういった要望があった場合には、総務課と協議していきたいと考えております。

- 〇議長(井原正光君) 若泉議員。
- **〇11番(若泉昌寿君)** 教育長、防犯灯についても環境委員会というのがあると、私からそちらのほうに、全てとは言いませんよ、お任せしてありますと、そんな言い方ですよね。それは違うと思うんですよ。

要するに防犯灯しかのみならず、またほかのことに関しましても、学校関係は最高責任者というか、それは誰なんですか、町長なんですか、私は教育長だと思うのですけれども。 それで、「全て私は把握していません。」という答弁は、教育長の立場としたら、私はちょっと違うのかなと思います。

教育委員会というのがありますよね、そこで決めたり何かする、その上に教育長がいますよね。では学校教育課の海老原課長とすれば、そういういろいろなもろもろの点でどこまで課長として介入というか、わかっているんですか、答弁してください。

- 〇議長(井原正光君) 海老原学校教育課長。
- ○学校教育課長(海老原貞夫君) 防犯灯に関して。
- **〇11番(若泉昌寿君)** 私は防犯灯のことを聞いているから、その件でいいです。今の 私が質問しているところ、どういうふうになっているのか、指定されている、それとも教 育長と同じような答弁なのか。
- ○学校教育課長(海老原貞夫君) 通学路としては指定しておりません。ただ、県道から利根中までは通学路として指定してありますけれども、若泉議員おっしゃる2752号線は指定しておりません。ただ、通学路を指定するところまで、各自、家からその通学路までの間を学校に申請しまして、この通学路を通りますということで許可をもらっているということで、個人個人からすれば家から学校までは通学路と考えられます。
- 〇議長(井原正光君) 若泉議員。
- **○11番**(若泉昌寿君) 教育長が先ほど、応順寺の近くの子供がその道を通っているよと、それを把握しているわけですよ。そこは正式な通学路ではないと、そういう感じなんですよね。ですから、そのときに、先ほど私言いましたけれども、けがでもした場合は保険もおりないと、では現状でその子供が、純粋なる通学路に指定されている道路は、どこを通ったらいいんですか。

家から出て羽中の集落の道路、そこは通学路に指定されているんですか、そこは指定されていないでしょう。そこを通って、そうしたらどこに抜ければいいんですか。取手東線を抜けて、取手東線から今度福木のほうへ右に曲がって200メートル以上も、県道の危ないところを通って左折をして、それで行けばいいの、どうなんですか。

- 〇議長(井原正光君) 海老原学校教育課長。
- **〇学校教育課長(海老原貞夫君)** ですから、通学路を指定してあるところまでは、個人個人が学校に申請しまして許可をもらって、その道路が個人個人の通学路になります。
- 〇議長(井原正光君) 若泉議員。

〇11番(若泉昌寿君) 今の答弁は、例えば私が家から出て、私はこの道を通って学校 へ行きますからと、それを教育委員会のほうへ申し出ると、それは通学路になると、そう いう感じじゃないですか。違うんですか。今のはそのような答弁ですよ。

個人個人で、私ここを通りますよと申請すれば、そこが通学路だと、そういう言い方なんですけれども、違いますか、もう一度。

- 〇議長(井原正光君) 海老原学校教育課長。
- **○学校教育課長(海老原貞夫君)** ですから、通学路を指定してあるのは、この1本の道路で行きなさいということですね。その先の個人個人にはそれぞれの道がありますので、学校のほうに申請しまして、この道路を通りますということで、それが通れば、それはその人の通学路という形になります、ということです。
- 〇議長(井原正光君) 若泉議員。
- **○11番**(若泉昌寿君) 私、さっきから言っているじゃないですか。要するに、この二つの町道、そこは正式な通学路になっていませんと伊藤教育長は言っているんですよ。しかしながら、完全なる通学路には指定していないけれども、そのようなニュアンスで言っているわけです。だから、はっきり言って半々なんですよ。正式な通学路にしているような感じでもあるけれども、ではないと。ですから保険は、そこでけがした場合おりないんだよと、そういうことなんです。私の言っていること、わかりますか。

それで、子供たちはそこを通っているんですよ。課長、何笑って聞いているんですか、 私真剣になっているんですよ。

- ○6番(坂本啓次君) おりるって。
- ○11番(若泉昌寿君) おりないと言ったんですよ。
- 〇6番(坂本啓次君) おりると言ったんだよ。
- **○11番(若泉昌寿君)** 通学路ではおりるんだよ。じゃあもう1回、おりるか、おりないか。

私が言っているのは、子供がそこを毎日通っているの、それで教育長も知っているわけですよ。それで、なぜ防犯灯もつけられない、それから、正式な通学路にも指定できないのか、そこが疑問なんですよ。保険おりるんですか。

- 〇議長(井原正光君) 伊藤教育長。
- ○教育長(伊藤孝生君) もう一度ご説明したいと思います。

取手東線までは指定されるということで、今、海老原学校教育課長がお話しましたけれども、その先については、実は自転車通学申請書なるものを学校のほうでつくっておりまして、下記の注意事項を守り安全に自転車で通学することに心がけますということで、何点かの注意書きがあります。登下校通学路以外、通学時間以外の事故に関しては、日本スポーツ振興センターの保険は無効となります。また、違反行為、犯意危険行為などが多い場合は、担任、保護者と相談の上、自転車通学許可の取り消し処分をしますということで、

指定された自宅のところまでは、学校と保護者と話し合いでもって一番いい道を選ばせているんです。それを間接的に通学路と指定していますので、保険はしっかりおりるということでございます。

〇議長(井原正光君) 若泉議員。

○11番(若泉昌寿君) 今現在、指定されていないところでけがしても保険はおりると、そういうことだよね。そうでしょう、だって。だから、私の聞いているのは、あくまでも2349号線と2752号線、そこが防犯灯もついていないわけですよ。通学路に指定されていないわけですよ。しかしながら、子供はそこを通っているわけです。だから、ここの間で事故が起きた場合、けがした場合は、保険はおりないと冒頭に言ったんじゃないんですか。そうでしょう。

それで私は、保険がおりるのも大切なんですけれども、子供が毎日そこを通っているのに完全なる通学路として指定されないのか。それから、防犯灯もつけられないのか、私の今回の質問の趣旨はそれなんですよ。

保険がおりる、おりないというのは、教育長のほうからの言葉であって、私はなぜ毎日 そこを通学しているのに、その道路に防犯灯がつけられないのか。それと完全なる通学路 に指定できないのか、それが今回の私の趣旨なんですよ。

私の言っていること、わかります。わかんない、わからない。

〇議長(井原正光君) 伊藤教育長。

○教育長(伊藤孝生君) まず2349号線は、これは子供は通っていませんので、これは通 学路としては完全に認めてはおりません。

2752号線についてですが、これは先ほどから何回も言っているように、取手東線までが教育委員会として一応指定された道路でございまして、その先はいろいろなところに分かれていきますので、その分かれた道でそれぞれ安全な道を書かせまして、そして学校と保護者との間で理解に立った上で、そこを通学路として認めるということです。間接的には認めているんです。ですから、そこで事故があった場合には、当然日本スポーツ振興センターの保険を適用できるという方向にしてございます。

これはどこもそうです。利根町だけではなくて、ほかの地区でもこのような形で、脇道についても全部指定するというのは難しいんです。というのは、年によって子供の動きが違いますから。

例えば2752号線でも、現在は二人ですけれども、来年は一人になってしまうかもしれないし、また、通らなくなってしまうかも、そこら辺は流動的ですから、かといって一人をどうするかということではないですよ、私は大切にしたいと思います。その一人のために防犯灯を設置したいと思います。でも、防犯灯もその要望に従って我々は総務課と協議してまいりますということで、絶対つけないなんてこと言っていませんから。たくさんつけてあげたいと思っています。

- 〇議長(井原正光君) 若泉議員。
- **〇11番(若泉昌寿君)** 教育長、今は二人だけど来年は一人になるかもしれない、その うちいなくなるかもしれない、そういうことだよね。

でも、私は一人でも二人でも、そこを通っている間は、これは町の責任でしょう。ましてや、それは教育委員会、学校教育課の責任じゃないですか。そうだと私は思いますよ。

はっきり言って、今の季節だと5時になれば真っ暗ですよ。防犯灯がなければどういうことになります。あそこは非常に車の往来が激しいところです。羽中の人よりも、福木、中谷、立崎、加納新田、あちらのほうへ行く方は、あの道を通ります。なぜかと言いますと、道路は広い。それから、信号がない。非常に運転しても通りやすい道路、それで結構通ります。そこで、その一部の区間だけが防犯灯がついていないから真っ暗闇なんです。以前は、東文間小学校がまだあったときには、我々通称五間掘、五間掘と言ったところ、そこは防犯灯が設置されているんですよ。でもそこは逆に利用度がない。真夜中行ったって明るいですよ、教育長、そういうところの現場、見ていないでしょう。見ていますか。

私は一人であろうと二人であろうと、そこを通っている者は、それは町が考えるべきだと思いますよ。それで、家から出て違う道を通って、それを学校へ届ければ、それでいいんだなんて、そういうことじゃないと思いますよ。だってあそこが、子供としたならば、中学校まで行く道路、真っすぐなんですから、一番通りやすい道路なんですよ。取手東線を気をつけて横断すれば、あとは割りかし安全な道路なんです。

私はちょっと教育長の考え方は違うと思うのです。それから、学校教育課長の考え方も ちょっと違うんですよ。

今度、もしあれでしたら、応順寺の近くの子供が行っているって、そこからどのように 通っていけば一番いいのか聞いてみなさいよ。必ずあの裏の道を通っていくのが一番いい と思いますよ。ですから通っているわけですから。

朝の登校するときはいいですよ、下校するときが危険であるし、町とすれば通学路にはほとんど防犯灯がついているわけでしょうよ。それは、指定されている道路は町としても積極的につけているんでしょう。町長もそういう気持ちでやってくれているんだろうけれども、私はそういうことで言っているんですよ。

このことで何十分もやっていてもしようがありませんから、一度よく現場を見て、それで通学路に指定するのか、それともしないのか、そして、指定した上で防犯灯をつけなければいけないのか、そういうところをよく検討してくださいよ。ここでつけますとか、やりませんとか、そういう答弁は要りませんから、まずは現場を見て、それでやってください。それで、その子供にも聞いてください。なぜそこを通るのか、それだけお願いします。この問題はいいです。

次に2点目、小学生のヘルメット通学について。

利根中の生徒は自転車通学なのでヘルメットを着用して通学しております。もし転倒し

ても頭は保護できると思います。しかし、小学生は徒歩で通学しております。徒歩だから 絶対安全は言えません。車が通学している列に突っ込んでくる事件なども、たまたまニュ ースなどで聞かれております。

安全を考えて、小学生のときからヘルメットを着用してはと思いますが、特に下校して から子供たちは自転車に乗るので、事故から守るためにも、ヘルメット着用を習慣づける ことはよいと思いますが、教育長、ひとつ答弁をお願いします。

- 〇議長(井原正光君) 遠山 務町長。
- **〇町長(遠山 務君)** 小学生のヘルメット通学についてのご質問については、教育長のほうから答弁させます。
- 〇議長(井原正光君) 伊藤教育長。
- ○教育長(伊藤孝生君) それでは、小学生のヘルメット通学についてのご質問でございますが、小学生の通学は、徒歩またはバス等で通学しておりますが、ヘルメットの導入については今後の課題と考えております。

校外における小学生のヘルメットの着用につきましては、議員もご存じのことと思いますが、道路交通法の改正がありまして、児童または幼児を保護する責任のある者は、児童または幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶせられるよう努めなければならないと、このようにされております。

そこで各学校におきましては、取手警察署、交通安全協会利根支部、利根町役場総務課職員による交通安全教室を実施しているところでございます。

また、自転車の乗り方の学習も受けておりまして、ヘルメットの着用も呼びかけまして、 実際にヘルメットを着用していなかったため、命を落してしまった話などもしております。 さらに、ヘルメット等を用意していない家庭には、ヘルメットの購入を検討くださいとの 通知を出しまして、校外でのヘルメットの着用をお願いしている状況でもございます。

このような教育を行っておりますので、小学生のヘルメット通学は、今後の検討課題と させていただきたいと思っております。

- 〇議長(井原正光君) 若泉議員。
- **○11番**(若泉昌寿君) 確かに教育長の答弁はそのような答弁かなと、私は思っていました。しかし、学校で自転車教育のときはヘルメットをかぶって教習を行っています。それから保護者に対しても、自転車に乗る場合はヘルメットをぜひ購入してかぶるようにという指導をしております、と教育長はおっしゃっておりますね。

その結果、実際は下校してから子供たちが自転車に乗っているとき、ヘルメットをかぶっている姿というのは、教育長としては何割というか、どういう感じで見ていますか。

- 〇議長(井原正光君) 伊藤教育長。
- **〇教育長(伊藤孝生君)** 児童用のヘルメット着用については、さきの花嶋議員の質問で もあったんですが、私もちょっと気になって、この着用のアンケート等はとっております。

一体どれくらいの子供がヘルメットを持っているのか、また、自転車などもどのくらい持っているのかというアンケートを行っております。また、学校等からも聞き取りをしておりまして、実際は持っていても着用していない児童が多い。また、サイズも、大きくなってしまって実際にかぶっていない子供が多いんだという話も伺っております。

その辺も保護者に呼びかけて、再度、指導を行っていくほかないかなと思っております。 〇議長(井原正光君) 若泉議員。

○11番(若泉昌寿君) 教育長も、放課後、自転車に乗っている場合、子供たちがかぶっている姿を見られないと、そういうことですよね。ですから、今回町のほうに質問をしているのは、習慣をつけるということなんですよ。それと、ヘルメットをかぶっていると、頭が保護されて、万一転んでもけがが軽く済むと、子供たちにわかってもらうためにも、登校下校のときにかぶってもらいたいということなんです。

要するに人間の体って、どこでも、手でも足でも、それは大切ですよ。しかしながら、 頭が一番肝心、大切なところじゃないですか。

例えば転んで腕を折ってしまったとか、それだってはっきり言って2カ月あれば完治しますよ。足だってそうですよ。けがしたら、その間は不自由ですよ。どこをけがしても不自由ですよ。でも頭を直接打って、それでもし後遺症でも残るようなけがをしたならば、どうします、一番大変なのは本人なんですよ。親だってそうなんですよ。そういう保護するためにも、子供たちに普段から習慣づけて、ヘルメットをかぶるようにする。

では、中学生は何のためにヘルメットを着用しているんですか、自転車だからヘルメット着用させているんですか、その点だけ一つお願いします。

- 〇議長(井原正光君) 伊藤教育長。
- **〇教育長(伊藤孝生君)** 自転車で登校しておりますので、これはヘルメットが必ず必要 ということでかぶせております。
- 〇議長(井原正光君) 若泉議員。
- **○11番**(若泉昌寿君) まさしくそうでしょう。自転車に乗って、ちょっとしたはずみで自分が倒れる場合がありますよね。それから、自転車通学している人は、はっきり言って五、六人で行く人もあります。そうすると接触して倒れるときもあります。いろいろな事件というか、事故が起きる可能性というのがあるんですよ。そういうときのためにも、かぶっていれば、倒れても頭は保護されるわけです。そういう多方面を考えて、町も教育委員会のほうもヘルメット着用を義務づけているわけでしょう。ですから、学校へ行く登校、下校もそのように、常に子供たちはかぶるものだと習慣がついているんですよ。

ところが、自転車に乗るときかぶっていなければ、今度登下校のときだってかぶらないですよ。危険ある仕事をしている人、工事現場で働いていたり、全てがかぶっているじゃないですか。それと同じなんですよ。

子供たちは、小学生だって、歩いていくから安心ではないんですよ。中には車が突っ込

んでくる場合だってあります。そういうのがたびたびニュースで流れてくるじゃないですか。そのときだって、結局ヘルメットをかぶっていてああよかったと、軽いけがで済んだとか、手とか足は、そのときはけがはするでしょうけれども、頭のほうは保護できるわけですよ。

家に帰ってきてから、子供たちが自分で自転車に乗って遊ぶ場合だって、習慣がついていれば、ヘルメットをかぶらないと危ないんだなと、子供は自然とそういう習慣がつくんですよ。そういうためにも、私はちょっと考えてみたらどうですかということなんですよ。 海老原学校教育課長はどう思います、課長の考え方を聞かせてください。

- 〇議長(井原正光君) 海老原学校教育課長。
- ○学校教育課長(海老原貞夫君) 若泉議員のおっしゃるとおり、ヘルメットの導入という考えもあるかと思いますが、これについては先ほども教育長が答弁したとおりでございますが、考え方がいろいろあると思います。それと、意見もいろいろとあると思いますので、今後の課題かなと思っております。
- 〇議長(井原正光君) 若泉議員。
- **〇11番(若泉昌寿君)** 今後の課題、そういう言葉でなく、私が現にこの公の議会でそのような発言をしているわけですから。

それではお聞きしますけれども、小学校のPTAの総会の中とか、それから、教育委員会も毎月1回やっていますよね、そういう中でこういう話題が今まで出ましたか。

- 〇議長(井原正光君) 伊藤教育長。
- 〇教育長(伊藤孝生君) お答えします。

実は茨城新聞の記事の中でも、10市町村の50校が着用ということで、前に出ていたと思います。そのように出されたとき、PTAの方、それから、教育委員会でも、ヘルメットについてどうですかという話し合いを持ったときがございました。

実は県内の学校554校あるわけですけれども、そのほかの500校などは導入されていないという現状がございます。ただ、現在、県のほうから、ヘルメットの着用について、着用すべきだということで、そういう方針を打ち出してきましたけれども、きのうの議会の答弁ではないですけれども、全て県のほうの言い分ばかりを通すべきじゃないのかなと、ここではもっと十分こういう議会を通して保護者の意見を、十分話し合いを持って合意形成の上に、これは導入すべきものかなと、そのように思います。

それで実態ですけれども、実際、那珂市、坂東市、常陸大宮市、五霞町は全校導入と。 この導入の原因をよく電話等で聞いたんですが、例えば五霞町などは、高学年の自転車を 4キロ以上で許可しております。小学生のヘルメットに500円の補助金を出しまして、今 までの農協の黄色い帽子とか、そういうものは校外学習のときに使用しているということ です。

それから、坂東市あたりも、昨年指導室長だった仲田室長に、坂東市のほうでやってい

るんですかと聞いたんですけれども、やはり入学時にヘルメットを1年生と4年生に市の ほうで用意しまして、黄色い帽子をかぶっているんだと、防災ずきんは使っていないとい う、そういうところもございます。

きっかけは何だったのということで聞きましたら、町の有力者の方の息子さんが亡くなったということで、それがきっかけで町ぐるみで入れていこうということで、していったということでございます。

いろいろな意見を聞きますと、賛成の方は、今、若泉議員が言ったように、事故があったときにヘルメットによってかなり守られる率が高いと。これは私もそれはそのとおりだと思いまして、実際一人亡くなっている子供も、ボンネットの上に乗り上げて、そして落ちるときに頭をやられたんですね。そのときに頭を打たれて1カ月間、脳圧の中で苦しんで亡くなったと、あの子供のことを考えれば、今、若泉議員が言っているような、何としてもヘルメットをかぶせたいなという気持ちはございます。

一方、反対のほうですが、夏非常に暑いんじゃないかと、特に1年生ですね、幾ら軽いと言っても、今一番軽くても360グラムですか、これを頭に乗せるわけですから、かなり1年生に負担かなと。夏は蒸されるし、熱中症で倒れるんじゃないかとか、そういった意見もあります。

利根町の場合には、バスがありまして、ではバスはどうなんだと、ヘルメットかぶせて バスに乗せるのかということ。じゃあ自転車で通学させたらと、自転車ではかえって危険 なんじゃないかとか、本当にいろいろなご意見がございます。

一方、学校のほうではどんなふうに言っているのかということで、私もこれについては ぜひ自由に意見を述べるように話をさせました。一つの例として読んでみます。

「ヘルメットの着用について、これまで保護者からその必要性についての声はなく、保護者の理解を得る必要がある。したがって実施するには時期尚早であると考える」と、このようなご意見とか、「まだちょっと合意形成ができていない、ヘルメットは難しい、小学校1年生には重いのではないでしょうか。6年間で児童も成長するので、買いかえる必要もあり費用もかかります」ということとか、「自転車通学の場合は必要だと思うが、徒歩通学の場合は必要ではない」という意見とか、本当にこれについては事故のことを考えれば、若泉議員の考え方はもっともだと思うのですが、現実にかぶせるとなると、これはまた守らせなければならないということもあります。また、予算的にも1年生と4年生で買いかえるということがありまして、いろいろな問題点もありますので、そういうものを含めて課題と考えております。

ただ、これは県のほうでもどんどん推進してまいっていますので、もしそういった補助 金をいただければ、またそのときにはぜひ検討していきたいということでございます。

一応利根町という中で、意外と近い範囲の中で子供たちが移動するわけですから、その 辺も考えて、本当に保護者との間で合意形成ができた段階で、これはかぶせたいなと考え ております。

〇議長(井原正光君) 若泉議員。

○11番(若泉昌寿君) 教育長ね、今も答弁の中で述べていましたけれども、小学生は、割りかし通学するのに近い距離だと。確かに近いかもしれませんよ。また、バスの中でもかぶせるのかって、そういうことも言っていましたけれども、私はあくまでも習慣づけで下校してからのことを聞いているんです。習慣づけるように、そういうことで私考え方をお願いしているんです。

それで、1年生は重いとか、暑いとか、近ければ、そんなに時間かからないでしょう。 まさか下校は、それは低学年の方は暑いところ帰るかもしれない。でも朝の登校するとき には、ヘルメットかぶっていたからといって、日差しがかんかん照っているわけではない でしょう。それでも暑いと思いますか。

あと、その費用がどうのこうのと言うけれども、万が一自分の子供が事故に遭って、それで後遺症が残るようなけがをして、お金にかえられますか。ヘルメット、1個幾らくらいするのかわかりませんけれども、3,000円前後じゃないですか、もっとするんですか。いいものはきりがないでしょうけれども、それを6年間のうちに2回買ったって、1万円でしょう。それで安全を買えれば、それのほうがよほどあれじゃないですか。

それで、教育長は予算の面もありますと言っていましたね。予算の面というのは、何もかも町で子供たちに提供する、そういう考えを私は持っていません。あくまでも自分の子供は親たちが買う、与える、自分の子供を守るためなんですから、その費用を出すのは当然保護者が出すべき、私はそういう考えです。

その中でも、例えばの話、低所得者の方、ちょっとそこまでは無理で買えないよという 方は町で面倒見ても、それはいいですよ。予算の面を言いましたけれども、そういう考え を私は持っていませんよ。

保護者だって、結局そのようになれば、3,000円やそこらのお金は出しますよ。ただ問題は保護者の方たちはいろいろな意見がありますと言うかもしれないけれども、学校そのものが安全のためにヘルメットかぶりましょうと、子供たちが家に帰ってきて、それから自転車に乗る場合でもかぶりましょうと、そういう習慣づければ、親たちは別に反対しないと思いますよ。

でも今の教育長の考え、それから、学校教育課長の考えも余り乗り気じゃない。ですから、恐らくこの話は尻切れとんぼになると思います。そこで一つお願いがあるんですよ。この問題を正式に教育委員会でやりましたと言っていますが、教育委員会の中でもう一度話し合ってみて、それと、PTAの中でももう一度話し合ってみてくださいよ。その結果がどういうふうに出るのか。

それで、先ほど長々と言っていましたよね。県のほうでもヘルメットをかぶせようかという傾向がありますよという話をしてくれましたよね。現に県のほうでもそういう考えは

多少は持ってきているわけなんでしょう。

さらには、既にかぶせている学校もあると言いましたよね。私どこだか知りませんけれども、坂東市とか言っていましたよね。そういう学校もあるわけですから、利根町だって子供の数は少なくなっているんですから、子供を大事に育てましょうよ。それには、まず学校側もそのように、保護者に対しても逆に説得するくらいの考えで持っていかなければ、何をやっても、これは実現しませんよ。ぜひお願いします。

これ以上やっていてもしようがないですから、ただ、私言いましたけれども、もう一度 PTAとか、教育委員会とか、そういう機関の中で話し合ってみてくださいよ。実は議会 の中でもこういう話が出たんだよと、そういうことも話し合ってみてください。

町長に聞いても、町長はなかなか、町長、答弁しますか、町長の考え方もお話してくれれば結構なんですけれども、答弁いただければ、いただきます。

- 〇議長(井原正光君) 遠山町長。
- ○町長(遠山 務君) 小学生の通学時のヘルメットの着用については、保護者の問題等もございますので、検討する価値はあると思います。
- ○議長(井原正光君) 若泉昌寿議員の質問が終わりました。
- ○議長(井原正光君) 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

あす12月20日から12月21日までの2日間は、議案調査のため休会にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- **○議長(井原正光君)** 異議なしと認めます。したがって、あす12月20日から12月21日までの2日間は、議案調査のため休会とすることに決定しました。
- ○議長(井原正光君) 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

次回12月22日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後3時10分散会